

諫早市国土強靱化地域計画

令和7年3月
長崎県諫早市

<目 次>

第1章 諫早市国土強靱化地域計画策定の趣旨、位置付け	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 本計画の位置付け	1
第3節 計画期間	2
第2章 諫早市の地域特性、想定される大規模自然災害	3
第1節 諫早市の地域特性	3
第2節 諫早市において想定される大規模自然災害	4
第3節 諫早市が目指す将来像	8
第3章 諫早市国土強靱化地域計画の基本的考え方	9
第1節 取組の基本的な姿勢	9
第2節 想定するリスク	9
第3節 目標	10
第4節 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	11
第5節 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定	13
第4章 諫早市国土強靱化地域計画の推進方針	14
第1節 脆弱性評価及びリスクシナリオごとの推進方針	14
第2節 指標	31
第5章 施策の重点化	31
第6章 計画の推進	34

（別紙）リスクシナリオごとの推進方針に係る個別事業等

第1章 諫早市国土強靱化地域計画策定の趣旨、位置付け

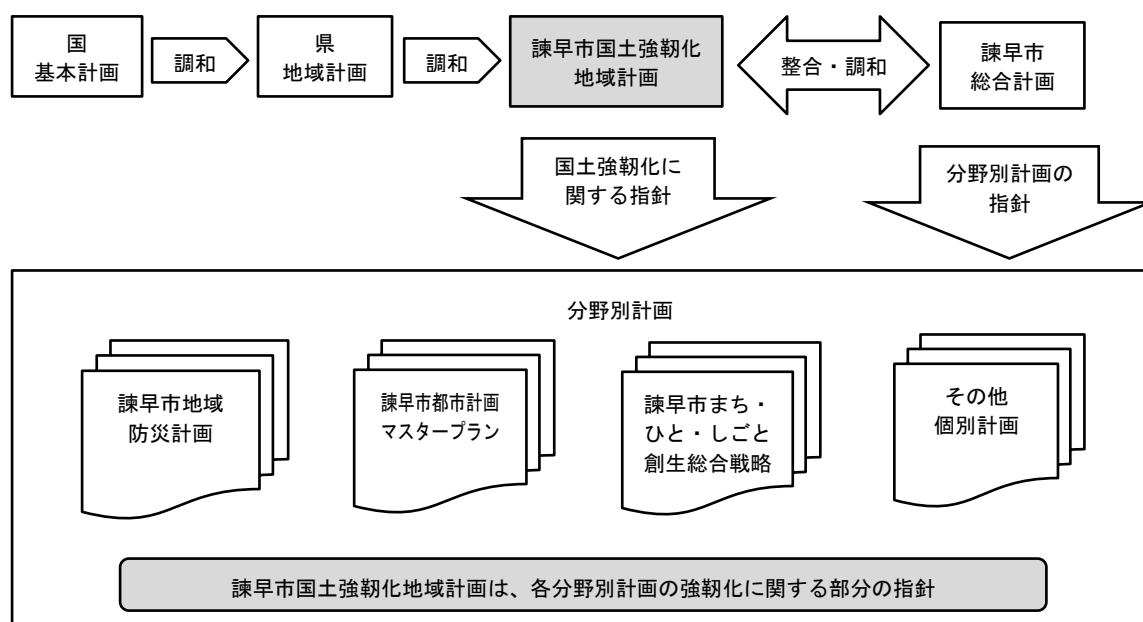
第1節 計画策定の趣旨

国においては、東日本大震災などの発生を踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を、また、長崎県においては、平成27年12月に「長崎県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定したところである。

諫早市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）は、諫早市が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえ、住民の生命と財産を守り、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを進める必要性に鑑み、国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、国、県、民間事業者など関係者相互の連携のもと、地域強靱化の施策を総合的、計画的に推進するために策定するものである。

第2節 本計画の位置付け

本計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、諫早市総合計画（以下「市総合計画」という。）との調和を図るとともに、地域強靱化の観点から、本市における様々な分野の計画等の指針となるものである。



第3節 計画期間

本計画の内容は、国基本計画に準じて概ね5年ごとに見直すこととする。ただし、今回の計画期間については、第2次諫早市総合計画の終期と合わせることにし、令和2年度から令和7年度までの6年間とする。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会情勢等の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。

第2章 諫早市の地域特性、想定される大規模自然災害

本計画を策定するに当たっては、諫早市が有する地勢、気象条件、想定される自然災害（これまで諫早市に被害をもたらした自然災害）等の地域特性を踏まえてリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定や課題の検討、対応方策の検討等を行い、諫早市の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定することが必要である。以下に諫早市が有する地勢や気候の特性及び想定される大規模自然災害について示す。

第1節 諫早市の地域特性

1 概 況

諫早市は長崎県南部の中央に位置し、北高南低の地形に加え、東は有明海、西は大村湾、南に橘湾と3つの内海に囲まれ、古くから交通の要衝として発達してきた。

市の中心を貫いて流れているのが、標高1,057mの多良岳旧火山帯を源とする本明川約28kmである。有明海に入るこの川は、平常は川底を露呈するほどの水量しかない静かな川であるが、豪雨時にはたちまち暴れ川の本性を現す川でもある。また、古くから干拓の歴史があるため低平地が多く、多良山系を中心に急傾斜地が多い。

諫早地方は、城山（諫早公園）の樹木が暖地性樹叢としてその気候は温和であり、多良山麓はかすみが多く、南風に恵まれ、平年の月平均気温は冬季4～6度、夏季26～28度程度で年平均では15～16度位である。

風は冬に多良風が北から吹き降ろすが、年間の風向は1～3月は北西の風、6～7月は南東ないし南西の風で、その他の月は東の風となっている。

湿度は70%から80%で1年を通じあまり変化が見られない。

降雨量は温暖多雨のたとえを免れず、梅雨期及び台風期にあたる6月～9月には月雨量は200mm～400mm程度に達する。

2 位 置

市域の東端は小長井町東部、佐賀県太良町に隣接する東経130度12分4秒の地点、西端は多良見町西部の佐瀬地区で、西彼杵郡長与町に接する東経129度53分8秒の地点、南端は飯盛町橘湾岸の上の島で、北緯32度45分00秒の地点、そして北端は高来町北部の多良岳金泉寺付近の北緯32度58分18秒の地点である。従って、市域の東西の経度差18分56秒、南北の緯度差は13分18秒で、そのほぼ中央に諫早市役所（東経130度3分21秒、

北緯32度50分27秒)が位置している。

3 面 積

市の面積は341.79平方キロメートルで、1平方キロメートル当たりの人口密度は386人である。(令和7年1月1日現在)

第2節 諫早市において想定される大規模自然災害

1 大雨、豪雨

本市は、東は有明海、南は橘湾、西は大村湾、北は多良岳に囲まれ、梅雨末期には南西からの湿った風が集まり、集中豪雨が発生しやすい地形である。

【過去の被災事例】

諫早大水害

昭和32年7月25日、大村市から島原半島北部にかけての地帯一帯で記録的な大雨が降り、特に諫早市中心部では、市街地の中心を流れる本明川が氾濫して一瞬のうちに多数の人命と財産を失った。

7月25日9時ごろから降り始めた雨は午後になって次第に強まり、夜半に最も強くなった。大村から諫早・島原に及ぶ带状の地域で9時から翌日の9時までの一日雨量で600mm以上の大雨となった。特に瑞穂町西郷では日雨量1,109mm、3時間雨量377mm(22時～1時)を記録している。これらの記録はともに日本の観測史上第2位となっている。

長崎大水害

昭和57年7月23日、長崎県中部から南部に停滞した梅雨前線は、降り始めから翌24日までの総雨量572mm(長崎海洋気象台観測)の降雨を記録した。

諫早市においても、諫早地域では、降り始めからの雨量が492mmに達し、本明川の堤防も越流の危機であった。また、飯盛地域では、旧役場の雨量計で7月23日の20時～21時の時間雨量が137mmを記録し、古場名補伽地区の山津波による土砂災害、町内全域で河川氾濫による濁流、開平野一帯の冠水により甚大な被害を受けた。

2 台風による強風、大雨、高潮、高波

我が国における台風の年間発生数は年によってかなりの変動があり、少ない年で14個(平成22年)、多い年は39個(昭和42年)で、昭和56年～平成22年の平均値によると年間に25.6個である。九州北部地方に接近する台風は年間に3.2個となっており、7月、8月、9月に集中している。

長崎県に影響をおよぼすコースとしては、3つに大別される。

- ① 九州南西海上から本県に襲来又は九州西岸沖を北上して五島近海を通過するコース。本県にとって最も危険なコースであり、甚大な被害をもたらすことが多い。
- ② 九州南岸に上陸し、九州を縦断又は斜断するコース。有明海周辺を通過すると被害をもたらすことが多い。
- ③ 九州東方沖を通過するコースで、本県への影響は小さいことが多い。

いずれにしても台風は、そのコースはもちろん、暴風雨圏の範囲や強さ、速度により影響の程度が大幅に異なるので気象情報に十分な注意が必要である。

【過去の被災事例】

昭和31年8月の台風9号

昭和31年8月16日に本市を通過した台風9号により、死者4名、石垣決壊2カ所、堤防、護岸決壊5カ所の被害をもたらした。

平成3年9月の台風17号、台風19号

平成3年9月に台風が相次いで襲来し、9月13日の台風17号では、負傷者6名、一部破損3,000世帯、非住家7棟の被害をもたらした。また、9月27日の台風19号では、死者1名、負傷者18名、全壊4棟、半壊15世帯、一部破損12,100世帯、非住家72棟の被害をもたらした。

3 地震

地震については、本市の被害の記録では、人命等についてはないが、平成28年4月に発生した熊本地震では、本市でも震度5弱の揺れを観測した。

また、長崎県地震等防災アセスメント調査報告書によると、雲仙地溝南緑断層帯の東部と西部が連動する場合に、本市では震度5強から6強と想定されており、地盤の軟弱な場所で一部震度7の強い揺れの発生が指摘されている。

4 火災

有喜地区の有喜川や飯盛地域の江ノ浦川の漁港周辺では、道路が狭隘で住宅が密集しているため、大規模火災による被害が懸念される。

【過去の被災事例】

有喜村大火

明治28年の有喜村大火において、400戸が焼失した。

【諫早の災害の歴史】

(1) 江戸時代

西 暦	年 号	災 害 と 被 害 内 容
1699	元禄12	本明川洪水 死者487人
1718	享保 3	諫早町大火 岡町50軒、下町60軒、古町15軒
1720	享保 5	台風被害 人家倒壊277軒
1770	明和 7	諫早町辺横町出火 12軒焼失
1865	元治 2	津水大火 30戸類焼
1804	文化 元	本明川洪水 (被害不明)

西 暦	年 号	月 日	災 害 と 被 害 内 容
1895	明治28	11月11日	有喜村大火 400戸焼失
1911	明治44	9月 7日	床上・床下浸水 623戸 山崩れ 65件
1914	大正 3	8月23日	河川堤防決壊 273箇所
1919	大正 8	8月15日	暴風雨 死者2名 家屋全壊 63戸
1922	大正11	8月	干ばつ 8月の雨量3ミリ
1927	昭和 2	7月 5日	本明川大氾濫 床上浸水 1,935戸
1927	昭和 2	9月13日	暴風雨 浸水家屋 1,336戸、倒壊家屋 27戸
1930	昭和 5	7月18日	暴風雨 真崎小、有喜小、小栗小校舎倒壊
1936	昭和11	6月27日 ～7月12日	諫早豪雨 620mm 死者2人、家屋全壊9戸、 半壊13戸、一部損壊21戸、流失1戸
1937	昭和12	7月27日	本明川氾濫 200戸浸水
1956	昭和31	8月16日	台風9号 死者4、石垣決壊2、堤防、護岸決壊5
1956	昭和31	9月 9日	台風12号 住家全壊3、護岸決壊1
1957	昭和32	7月25日	諫早大水害 死者行方不明者 630人
1962	昭和37	7月 8日	九州北西部豪雨 諫早 330mm、2,500戸浸水
1964	昭和39	6月12日	白浜町堤防決壊(150m)
1982	昭和57	7月23日	長崎大水害 死者21、全壊24、半壊56、 床上浸水 1,379 *うち飯盛地域 死者18、全壊19、半壊34、 床上浸水 225
1985	昭和60	8月31日	高潮(諫早湾沿岸) 床上浸水 18戸、床下浸水 40戸
1991	平成 3	9月13日	台風17号 負傷者6名、一部破損3,000世帯、 非住家7棟
1991	平成 3	9月27日	台風19号 死者1名、負傷者18名、全壊4棟、 半壊15世帯、一部破損12,100世帯、 非住家72棟
1997	平成 9	7月 7日 ～7月13日	九州地方大雨 中央地区 733mm、小栗地区 956mm、 床上浸水4戸、床下浸水66戸

1999	平成11	7月23日	諫早地方集中豪雨 諫早(23日9時～10時)123mm 死者1名、床上浸水240戸、床下浸水471戸、全壊家屋1棟、半壊家屋1棟、一部損壊家屋3棟
2003	平成15	7月18日	JR長崎本線 特急かもめ46号 脱線横転事故(高天町)重傷者1名 中傷者7名 軽傷者28名 (乗員乗客78名)
2006	平成18	9月17日 ～9月19日	台風13号 負傷者4名 停電 約74,000戸(ピーク時)
2011	平成23	8月23日	諫早地方集中豪雨 時間雨量(23日21時～22時)97mm(本野) 連続雨量(22日10:44～24日8:00)300mm(富川) 床上浸水10戸、床下浸水36戸、一部損壊家屋2戸
2016	平成28	1月23日 ～1月29日	大雪・低温による被害 降雪期間 23～25日 最深積雪17cm 最低気温 25日午前2時 -6.4℃(市役所屋上) 断水戸数 12,725戸(ピーク時) 29日午前6時 全面復旧 自衛隊給水活動 26～29日 隊員延べ120人
2018	平成30	7月6日 ～7月7日	平成30年7月豪雨(西日本豪雨) 時間雨量(6日8時～9時)70mm(有喜) 連続雨量(6日0時～7日9時まで)312mm(白木峰)
2019	令和元	9月22日 ～9月23日	台風17号 負傷者2名 最大瞬間風速 22日20時29.9m/s(市役所屋上) 停電 約27,370戸(ピーク時) 断水戸数 約30戸(ピーク時)22日午後7時全面復旧
2020	令和2	7月6日 ～7月8日	令和2年7月豪雨 時間雨量(6日14時～15時まで)85mm(富川) 連続雨量(6日0時～8日5時)569mm(白木峰) 床下浸水8戸
		7月25日	轟峡における崖崩れ 死者2名 負傷者1名 前日雨量(24日0時～9時)81mm(黒新田) 24日9時50分大雨警報解除
		8月11日 ～8月19日	台風10号 最大瞬間風速 7日3時32.5m/s(市役所屋上) 停電約7,755戸(ピーク時)
2021	令和3	8月11日 ～8月19日	令和3年8月大雨 時間雨量(12日12時～13時)79mm(県央振興局) 連続雨量(11日0時～19日6時)1,039mm(矢部木)

※ 昭和58年以前の災害記録については諫早消防署発行の県央災害史より抜粋して掲載。

第3節 諫早市が目指す将来像

ひとが輝く創造都市・諫早

～笑顔あふれる希望と安心のまち～

諫早市のまちづくりにおいては、「ひと」が全ての中心である。諫早市が有する多様な地域資源や地域力を活かした創造的な活動を展開することにより、雇用を創出し、次代を担う子どもを育て、新たな魅力や価値、活力を生み出す「創造都市」を目指し、誰もが希望をもって安心して暮らせる笑顔あふれるまちを実現していこうとするものである。

大規模災害は、「ひと」の輝きを一瞬にして破壊し、取り返しのつかない人的被害や、産業・地域への甚大な影響により将来像への道程の障害となるおそれがある。

強靱な諫早市づくりは、諫早市が目指す将来像を守る観点からも重要でる。

将来都市像の実現を目指す3つの基本目標

- ① 輝くひとづくり
- ② 活力あるしごとづくり
- ③ 魅力あるまちづくり

第3章 諫早市国土強靱化地域計画の基本的考え方

第1節 取組の基本的な姿勢

諫早市の強靱化に取り組むにあたっては、過去に経験した災害や地勢等の特徴を踏まえることに加え、地域コミュニティの希薄化やこれまでに整備した大量の公共土木施設の機能維持が重要な課題であるといった社会情勢の変化を見据える視点も重要である。インフラの老朽化・耐震対策等の「ハード面」と防災教育の推進、防災ポータルサイトの充実といった「ソフト面」の両輪で取組を進める。

インフラ整備という性質上、効果発現に一定の期間と費用を要するハード対策と、整備期間中の減災効果が期待できるソフト対策の強化については、長期的な視点や既存資源の有効活用等の観点に立って両輪で取組むことで切れ目のない強靱化を目指す。

また、自助、共助、公助の役割を適切に踏まえ、特に大規模災害時には行政の迅速な支援（公助）には限界があり、状況に応じた適切な避難や自分自身の命を守る意識と行動（自助）、近所で協力して救出活動や避難誘導を行なう仕組み（共助）により被害の軽減が期待できることから、「自助、共助の重要性」を認識し、家庭や学校、地域での防災力の強化に繋がる取組や防災情報発信の充実に努める。

諫早市の強靱化を行うにあたっては、国基本計画に基づき国土の全域にわたって強靱化を進めている国や県全域にわたって強靱化を進めている長崎県、大規模災害時に相互応援を実施する他市町や民間事業者と一体となって推進していくことが重要であることから、国、長崎県、他市町、民間事業者と連携・協力しながら強靱化を推進する。

なお、諫早市地域防災計画や市総合計画等の既存の計画の見直しや施策の具体化に際しては、指針、相互補完として機能し、双方向でより実践的な計画となるよう努める。

第2節 想定するリスク

諫早市に被害を与えるリスクとしては、これまで本市において被害が発生した災害や、国基本計画の想定が大規模自然災害とされていること等を勘案し、本計画が想定するリスクは諫早市において想定される大規模自然災害全般とする。

第3節 目標

諫早市の強靱化を総合的、計画的に推進するためには、明確な目標の下にリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定や課題の検討、対応方策の検討を行うことが重要である。

大規模自然災害から生命、身体及び財産の保護を図り、大規模自然災害の地域社会に及ぼす影響を最小化するという理念及び本市の特性、国基本計画が定める目標に即するという観点を踏まえ、4つの基本目標、8の事前に備えるべき目標を設定する。

【基本目標】

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

【事前に備えるべき目標】

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第4節 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

脆弱性の分析・評価、対応方策の検討を行うにあたり、事前に備えるべき目標に応じてリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定する。国基本計画や県地域計画に定めるリスクシナリオを基本としつつ、本市の特性に応じた35のリスクシナリオを設定する。

諫早市が想定する事前に備えるべき目標、起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標（カテゴリー）		
	起きてはならない最悪の事態	推進方針ページ
1. 直接死を最大限防ぐ		
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	1 4
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	1 5
1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生	1 6
1-4	河川の氾濫に伴う市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	1 6
1-5	土砂災害等による多数の死傷者の発生	1 7
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する		
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	1 7
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	1 8
2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	1 9
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	1 9
2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	2 0
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	2 1
3. 必要不可欠な行政機能は確保する		
3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	2 1
3-2	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	2 2
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する		
4-1	防災・災害対応に必要な情報インフラの麻痺・機能停止	2 2
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	2 3

5. 経済活動を機能不全に陥らせない		
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下	2 3
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	2 3
5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	2 4
5-4	食料等の安定供給の停滞	2 4
5-5	異常渇水等による用水供給途絶による市民生活・商取引等への甚大な影響	2 4
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる		
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・L P ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	2 5
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	2 5
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	2 6
6-4	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止	2 6
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない		
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	2 7
7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	2 7
7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	2 7
7-4	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大	2 8
7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	2 8
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	2 9
8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興が大幅に遅れる事態	2 9
8-3	集中豪雨等による浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	3 0
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	3 0
8-5	仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	3 0
8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響	3 1

第5節 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定

4節で設定したリスクシナリオを回避し、最悪の事態に至らないようにするために、ハード・ソフト対策の適切な組み合わせ等、必要な施策を念頭に置き、6つの個別施策分野、2つの横断的分野及びそれぞれの方向性を以下のとおり設定する。

	施策分野	方向性
個別施策分野	行政機能／警察・消防等／防災教育等	市民の生命を守り、迅速な復興を図るため、市や警察・消防等の基幹機能の保持、また、市民等に対する防災教育等を推進する。
	住宅・都市・環境	都市施設の充実等により発災時の被害軽減、被災者の負担軽減を図る。
	保健医療・福祉	保健医療・福祉に関する体制の連携、確保により市民の生命を守る。
	産業分野（情報通信・エネルギー・産業構造）	被災時の民間事業者等の支援を行うとともに、市と連携しながら防災・減災の取組を促進する。
	農林水産	農林水産業施設の破壊等による二次災害の防止により、市民の生命・財産を守る。
	国土保全・交通・物流	土砂災害対策や浸水対策等の推進及び緊急輸送機能の軸となる交通・物流ネットワークの充実を図る。

	施策分野	方向性
横断的分野	リスクコミュニケーション	複数の関係者に跨る課題に対し、情報交換、連携を行いながら解決を図る。
	老朽化対策	既存インフラについて、人命を守り、機能不全に陥らないよう老朽化対策、長寿命化を図る。

第4章 諫早市国土強靱化地域計画の推進方針

リスクシナリオへの対応方策を検討するためには、脆弱性を分析、評価し、その脆弱性を克服して強靱な諫早市をつくるための課題を適切に認識することが必要である。以下に、脆弱性評価結果、また、脆弱性評価結果を踏まえて、リスクシナリオを回避するために必要な推進方針を定めた。これらの推進方針は、相互に関連する事項があるため、担当部局を明確にしたうえで、関係部局等との推進体制を構築し、必要な調整を図るなど、施策の推進の実効性、効率性が確保できるよう十分に配慮する。

第1節 脆弱性評価及びリスクシナリオごとの推進方針

1. 直接死を最大限防ぐ	
1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	
(脆弱性評価)	(推進方針)
○住宅・建築物の耐震化の促進のため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策及び老朽化した危険な空家等の除去、適正管理を推進する必要がある。(建設部) ○多くの公共施設で老朽化が進んでおり、今後、施設の大規模改修や建替え、設備等の更新が必要となってきた。施設利用者の安全を確保するため、施設管理者等による適切な維持管理、保全を実施していく必要がある。(関係部局) ○市街地等での避難所、避難場所までの災害時における徒歩での移動円滑化を図る必要がある。(建設部) ○近年の少子化や就業形態の変化などにより、消防団員の確保が厳しい状況にある。そのため、消防団員の負担軽減を図るために活動の見直しを行い、更に魅力ある消防団づくりを進めていく必要がある。(総務部)	○住宅・建築物の耐震化の促進のため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進し、また、老朽危険家屋等の所有者等による除却や適切な管理を促すため、空家等の実態把握や支援策、相談体制の整備を行う。(建設部) ○公共施設等の被災による避難や救助活動等の障害を防ぐため、適切な維持管理、保全を図る。(関係部局) ○諫早市公共施設等総合管理計画に基づき、施設毎の個別施設管理計画を策定することで、将来にわたり安全性を確保し、適切な維持管理の促進及び長寿命化を図る。(関係部局) ○学校施設の老朽改修や防災機能強化を推進する。(教育委員会) ○市街地等での避難所、避難場所までの災害時における徒歩での移動円滑化を図るため、歩道がない若しくは歩道が狭小な箇所について整備促進を図る。(建設部) ○消防団員を確保するため、団員の負担軽減などの活動の見直しを行いながら更に魅力ある消防団づくりを進めていくとともに、消防団の組織強化を図るため、組織体制の検討や装備、資機材の整備を継続的に行う。(総務部)

○災害時は、隣近所の助け合いによる倒壊家屋からの救出や初期消火が被害を最小限にすることにつながることから、お互いが命を守りあえる自主防災組織の育成が必要である。(総務部) ○災害時に避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な避難行動要支援者について、地域と連携を図りながら避難支援にあたる体制づくりを推進する必要がある。(総務部、こども福祉部)	○自主防災リーダーを中心に、非常時の人命救助や初期消火の研修会を行うなど、大規模災害発生時の初動体制強化を図る(総務部) ○避難行動要支援者については、その確実な把握に努めるとともに、要援護者名簿(避難行動要援護者名簿)、個別計画の策定などを通じて、地域ぐるみで適切な避難支援が行える体制を構築する。(総務部、こども福祉部)
---	--

1. 直接死を最大限防ぐ	
1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	
(脆弱性評価) ○近年の少子化や就業形態の変化などにより、消防団員の確保が厳しい状況にある。そのため、消防団員の負担軽減を図るために活動の見直しを行い、更に魅力ある消防団づくりを進めていく必要がある。(総務部) ○災害時は、隣近所の助け合いによる倒壊家屋からの救出や初期消火が被害を最小限にすることにつながることから、お互いが命を守りあえる自主防災組織の育成が必要である。(総務部) ○火災が起きた際の延焼を予防し、かつ消防車・救急車両等の緊急車両の通行を容易にするため、また、交通弱者の安全面からも、狭あい道路の解消が必要である。(建設部) ○災害時に避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な避難行動要支援者について、地域と連携を図りながら避難支援にあたる体制づくりを推進する必要がある。(総務部、こども福祉部)	(推進方針) ○消防団員を確保するため、団員の負担軽減などの活動の見直しを行いながら更に魅力ある消防団づくりを進めていくとともに、消防団の組織強化を図るため、組織体制の検討や装備、資機材の整備を継続的に行う。(総務部) ○自主防災リーダーを中心に、非常時の人命救助や初期消火の研修会を行うなど、大規模災害発生時の初動体制強化を図る(総務部) ○火災が起きた際の延焼を予防し、かつ消防車・救急車両等の緊急車両の通行を容易にするため、また、交通弱者の安全面からも、狭あい道路の解消に努める。(建設部) ○避難行動要支援者については、その確実な把握に努めるとともに、要援護者名簿(避難行動要援護者名簿)、個別計画の策定などを通じて、地域ぐるみで適切な避難支援が行える体制を構築する。(総務部、こども福祉部)
1. 直接死を最大限防ぐ	
1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生	
(脆弱性評価) ○津波災害警戒区域において津波ハザードマップを作成する必要がある。(総務部)	(推進方針) ○津波災害警戒区域に居住する市民の安全を確保するため、県と連携しながら津波ハザードマップの作成を促進する。(総務部)

○津波からの避難を確実にを行うため、避難所や避難路の確保、避難所になっている施設の耐震化を促進するとともに、避難所までの経路等を広く住民に周知する必要がある。（関係部局） ○災害時に避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な避難行動要支援者について、地域と連携を図りながら避難支援にあたる体制づくりを推進する必要がある。（総務部、こども福祉部）	○津波対策のための避難所や避難路の確保、避難所になっている施設の耐震化を推進するとともに、避難するにあたり速やかに実行できるように事前対策を関係部局が連携して推進する。（関係部局） ○避難行動要支援者については、その確実な把握に努めるとともに、要援護者名簿（避難行動要援護者名簿）、個別計画の策定などを通じて、地域ぐるみで適切な避難支援が行える体制を構築する。（総務部、こども福祉部）
---	--

1. 直接死を最大限防ぐ	
1-4 河川の氾濫に伴う市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
（脆弱性評価） ○本明川は河川延長が短く勾配も急であり、大雨時には市街地周辺で急激に水位が上昇して河川が氾濫し、これまでに多くの浸水被害をもたらしてきたため、大雨時の本明川の氾濫による市街地等の浸水被害の防止を図る必要がある。 （建設部、農林水産部） ○排水機場や排水ポンプ場を適切に維持管理するとともに、河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策等を推進する必要がある。（建設部） ○洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップの作成に取り組んでいるところだが、全てのエリアをカバーできていない。（総務部、建設部） ○市民の安全・安心を確保するため、自治会単位での防災マップの作成を推進する必要がある。（総務部） ○災害時に避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な避難行動要支援者について、地域と連携を図りながら避難支援にあたる体制づくりを推進する必要がある。 （総務部、こども福祉部）	（推進方針） ○国営諫早湾干拓事業で完成した調整池及び現在建設中の本明川ダムによる洪水調節や本明川の整備促進を図り、大雨時の市街地等における浸水被害を防止する。（建設部、農林水産部） ○排水機場や排水ポンプ場を適切に維持管理するとともに、河道掘削、築堤、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策等を着実に推進する。 （建設部） ○洪水ハザードマップのカバーエリアを速やかに拡大するため、県管理河川の浸水区域の指定を県に要請する。（総務部、建設部） ○市民の安全・安心を確保するため、自治会単位での防災マップの作成を推進する。（総務部） ○避難行動要支援者については、その確実な把握に努めるとともに、要援護者名簿（避難行動要援護者名簿）、個別計画の策定などを通じて、地域ぐるみで適切な避難支援が行える体制を構築する。（総務部、こども福祉部）

1. 直接死を最大限防ぐ	
1-5 土砂災害等による多数の死傷者の発生	
(脆弱性評価) ○土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の周知を行い、避難の重要性について市民の意識を高める必要がある。(総務部、建設部) ○土砂災害による被害を防止するため、今後も急傾斜地崩壊対策事業などのハード対策を推進していく必要がある。(建設部) ○関係機関から災害情報を入手し、できるだけ速やかな避難勧告、避難指示等の防災情報を提供するとともに、市民が適切な行動をとれるよう啓発を進める必要がある。(総務部) ○災害時に避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な避難行動要支援者について、地域と連携を図りながら避難支援にあたる体制づくりを推進する必要がある。(総務部、こども福祉部)	(推進方針) ○土砂災害が発生するおそれのある危険箇所を周知するため、土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、ハザードマップの早期作成、避難訓練等の実施等により警戒避難体制の確立を図る。また、土砂災害防止法による特定開発行為の抑制を行い、危険な地域への居住を制限する。併せて、急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策の着実な推進に努める。(総務部、建設部) ○関係機関から災害情報を入手し、できるだけ速やかな避難勧告、避難指示等の防災情報を提供するとともに、市民が適切な行動をとれるよう啓発を進める。(総務部) ○避難行動要支援者については、その確実な把握に努めるとともに、要援護者名簿(避難行動要援護者名簿)、個別計画の策定などを通じて、地域ぐるみで適切な避難支援が行える体制を構築する。(総務部、こども福祉部)
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。	
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
(脆弱性評価) ○現在、備蓄計画に基づいて計画的に食糧等の備蓄を行っているが、市だけでは対応しきれないことが予想されるため、市民への平時からの備えの必要性について周知を行っていく必要がある。(総務部) ○災害時の応急生活物資の調達や物資等の輸送について、協定を締結している事業者との平時からの連絡体制の構築、連携強化を図るとともに、新たな協定締結の推進を図る必要がある。(総務部)	(推進方針) ○市による計画的な食糧等の備蓄を行うとともに、市民への平時からの備えの必要性について周知を行う。(総務部) ○災害時の応急生活物資の調達や物資等の輸送について、協定を締結している事業者との平時からの連絡体制の構築、連携強化を図るとともに、新たな協定締結の推進を図る。(総務部)

○水道管路の耐震化率は26.1%（H30末）、基幹管路の耐震化率35.4%（H30末）であり、老朽化対策と合わせ耐震化を促進するとともに、水源の多様化を図り安定水源の確保に努める必要がある。（上下水道局） ○エネルギーの供給に関する協定を締結する必要がある。（総務部）	○水道施設の耐震化については、施設の耐震性能の把握とともに耐震化計画の策定により計画的な整備を推進する。また、環境に配慮しながら、必要な水源の開発を進める。併せて、水道施設等の耐震化を推進するため、水道事業に対する国庫補助の採択要件の緩和及び補助率引き上げ等の財政支援の拡充を国へ求めていく。 （上下水道局） ○エネルギーの供給に関する協定締結を推進する。（総務部） 【総務部】災害時におけるLPガス供給に関する協定 H25締結済 【総務部】九州電力（株）との諫早地区災害復旧に関する覚書 H30締結済
--	---

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

（脆弱性評価）	（推進方針）
○山間地等において民間を含め多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。（農林水産部、建設部） ○災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するために、防災行政無線や防災メール、防災ラジオなど、多様な手段を取り入れているが、より多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう市民への周知を行うとともに、情報通信手段の多重化を図る必要がある。（総務部）	○代替輸送路の情報の収集や精度の向上に努める。（農林水産部、建設部） ○既存の災害時の情報伝達手段の市民への周知を行うとともに、情報通信手段の多重化を図る。（総務部）

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足

（脆弱性評価）	（推進方針）
○近年の少子化や就業形態の変化などにより、消防団員の確保が厳しい状況にある。そのため、消防団員の負担軽減を図るために活動の見直しを行い、更に魅力ある消防団づくりを進めていく必要がある。（総務部）	○消防団員を確保するため、団員の負担軽減などの活動の見直しを行いながら更に魅力ある消防団づくりを進めていくとともに、消防団の組織強化を図るため、組織体制の検討や装備、資機材の整備を継続的に行う。（総務部）

○災害時は、隣近所の助け合いによる倒壊家屋からの救出や初期消火が被害を最小限にすることにつながることから、お互いが命を守りあえる自主防災組織の育成が必要である。(総務部) ○消防用車両や資機材、これを運用する隊員が不足することが懸念され、一刻を争う緊急性の高い事象に即時対応できない支障が生じる可能性がある。(総務部)	○自主防災リーダーを中心に、非常時の人命救助や初期消火の研修会を行うなど、大規模災害発生時の初動体制強化を図る (総務部) ○人命の確保を最優先とした消防活動を迅速に行うため、「長崎県広域消防相互応援協定」に基づき県内の消防本部に出動を要請する。(総務部)
---	--

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(脆弱性評価)	(推進方針)
○広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、医師会等との災害時協定などに基づき連携強化が必要である。 (健康保険部) ○道路の寸断等により、ヘリコプターによる救助・救急活動、物資の輸送等が考えられることから、関係機関と連携強化が必要である。 (総務部) ○エネルギーの供給に関する協定を締結する必要がある。(総務部)	○被災時における大量の傷病者に対応するため、地域の医師会等の関係機関との連携強化を推進する。(健康保険部) 【健康保険部】一般社団法人諫早医師会との災害時の医療救護に関する協定書 H 1 7 締結済 【健康保険部】公益社団法人長崎県看護協会との災害時における諫早市への支援に関する協定書 H 2 4 締結済 【健康保険部】諫早市歯科医師会との災害時の歯科医療救護に関する協定書 H 3 0 締結済 ○道路の寸断等により、ヘリコプターによる救助・救急活動、物資の輸送等が考えられることから、関係機関と連携強化を推進する。(総務部) ○エネルギーの供給に関する協定締結を推進する。(総務部) 【総務部】災害時におけるLPガス供給に関する協定 H 2 5 締結済 【総務部】九州電力(株)との諫早地区災害復旧に関する覚書 H 3 0 締結済

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。	
2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模な発生	
(脆弱性評価)	(推進方針)
○災害時の機能回復を早期に図れるよう、下水道BCP（業務継続計画）を策定する必要がある。（上下水道局） ○災害時の保健活動を迅速・的確に行うために「諫早市災害時保健活動マニュアル」を作成し、マニュアルに基づいた訓練を実施していく必要がある。（健康保険部） ○生活廃棄物の収集・運搬等が滞ることで、生活環境面の悪化が懸念される。（地域政策部）	○災害時の機能回復を早期に図れるよう、下水道BCP（業務継続計画）を策定する。（上下水道局） ○災害時の保健活動を迅速・的確に行うために「諫早市災害時保健活動マニュアル」を作成のうえ、適宜更新し、マニュアルに基づいた訓練を実施していく。（健康保険部） ○生活廃棄物の収集・運搬体制等の機能を回復させるよう、関係機関、民間事業者等と協力体制の構築を行う。（地域政策部）

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。	
2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被害者の健康状態の悪化・死者の発生	
(脆弱性評価)	(推進方針)
○国が策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や各種ガイドラインに基づき指定避難所の環境整備を進めるとともに、避難所設営・運営マニュアルを策定し、地域住民による主体的な避難所運営につなげていく必要がある。（総務部、こども福祉部） ○避難所においては、男女別の更衣室や授乳スペースの設置など女性に配慮した避難所運営が必要である。（総務部、こども福祉部） ○近年、ペットを飼育されている方が増えていることから、災害時におけるペットの救護対策について検討する必要がある。（総務部）	○国が策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や各種ガイドラインに基づき指定避難所の環境整備を進めるとともに、避難所設営・運営マニュアルを策定し、地域住民による主体的な避難所運営について、訓練等の実施により実効性を検証しながら検討する。（総務部、こども福祉部） ○避難所運営にあたっては、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズに配慮し、生理用品等の女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映できるよう、女性等、多様な主体が参画することが必要であり、避難所設営・運営マニュアルを作成するにあたっては、その点に配慮する。（総務部、こども福祉部） ○災害時におけるペットの一時預かり等の支援については、県と県獣医師会との間で「災害時における愛護動物の救護に関する協定書」が締結されているため、県と連携しながら対応していく。（総務部）

3. 必要不可欠な行政機能は確保する	
3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	
(脆弱性評価) ○治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る必要がある。(地域政策部) ○停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避する必要がある。(地域政策部)	(推進方針) ○災害現場での人命救助能力の向上のため、警察災害派遣隊の訓練練度の向上を図るための訓練を継続して行うとともに、体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、新規整備・更新の推進を県へ働きかける。(地域政策部) ○停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備等の推進を県へ働きかける。(地域政策部)

3. 必要不可欠な行政機能は確保する	
3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
(脆弱性評価) ○BCP（業務継続計画）の実効性を高めるため、必要な見直しなどを行いながら業務継続体制を強化する必要がある。(総務部) ○市職員に対する災害応急対策等に関する防災知識の普及に努める必要がある。(総務部) ○学校施設において、地震等による死傷者の発生を防止するため、老朽改修や防災機能強化を一層行う必要がある。(教育委員会) ○市庁舎、消防署等の防災拠点における電力・通信対策の強化や非常用発電機に用いる燃料の調達方法について、県央消防本部等と検討を行う必要がある。(総務部)	(推進方針) ○現在策定しているBCP（業務継続計画）について、必要な見直しなどを行いながら業務継続体制の強化を図る。(総務部) ○防災に関する意識の向上を図るために設置した防災大学について、引き続き継続的な活動を行っていくとともに、職員全般についても研修会等を通じて防災意識の向上を図る。(総務部) ○学校施設の老朽改修や防災機能強化を推進する。(教育委員会) ○市庁舎、消防署等の防災拠点における電力・通信対策の強化や非常用発電機に用いる燃料の調達方法について、県央消防本部等と検討を行う。(総務部)

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
4-1 防災・災害対応に必要な情報インフラの麻痺・機能停止	
(脆弱性評価) ○防災行政無線の整備、市ホームページ、防災メールなど、多様な手段による情報提供を行っているが、災害時の情報収集やより多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、更なる伝達手段の整備について検討を進める必要がある。(総務部) ○停電、電話途絶、連絡閉鎖等の非常時における情報収集手段を整備しておく必要がある。(総務部)	(推進方針) ○災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するために、情報通信手段の多重化を図る。(総務部) ○停電、電話途絶、連絡閉鎖等の非常時において迅速に広範囲な情報収集を行うため、市内に多数点在するアマチュア無線局のネットワーク化及び協力体制の確立しておく。また、アマチュア無線を非常通信手段として災害時に活用できるよう、無線機器の支所、出張所への配置や無線従事者の育成、配備を継続的に行う。(総務部)

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要なものに伝達できない事態	
(脆弱性評価) ○テレビ・ラジオ放送が中断した際にも情報提供ができるよう、代替手段の整備を促進する必要がある。(総務部)	(推進方針) ○テレビ・ラジオ放送が中断した際にも情報提供ができるよう、SNS等の代替手段の更なる整備を促進する。(総務部)

5. 経済活動を機能不全に陥らせない	
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下	
(脆弱性評価) ○大規模自然災害発生時においても経済活動を維持していくため、サプライチェーンの確保をはじめとする企業毎のBCP（業務継続計画）策定に加え、企業連携型BCPの策定への取組が必要である。(経済交流部)	(推進方針) ○大規模自然災害発生時においても経済活動を維持していくため、サプライチェーンの確保をはじめとする、企業毎のBCP（業務継続計画）策定に加え、企業連携型BCPの策定への民間事業者における取組が促進されるよう、関係団体等と連携し、BCPの必要性の啓発活動及び策定・推進支援等に努める。(経済交流部)

○経済活動を機能不全に陥らせないため、生産力低下による競争力の低下を極力防ぐ必要がある。(建設部)	○生産力低下による競争力の低下を防ぐために、市内企業などへの影響を最低限にする必要があり、駅や工業団地等へのアクセス向上を図り、産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。(建設部)
---	---

5. 経済活動を機能不全に陥らせない	
5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	
(脆弱性評価) ○工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。(経済交流部) ○被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、供給先の優先順位の考え方を事前に整理しておく必要がある。(総務部)	(推進方針) ○工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等の促進について働きかけを行う。(経済交流部) ○被災後は燃料供給量に限界が生じる一方で、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する。(総務部)

5. 経済活動を機能不全に陥らせない	
5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
(脆弱性評価) ○漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や復興時における緊急輸送基地として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。(農林水産部)	(推進方針) ○水産物の生産・流通の重要施設である漁港について、主要陸揚げ岸壁等の重要施設の耐震・耐津波強化対策を着実に進める。(農林水産部)

5. 経済活動を機能不全に陥らせない	
5-4 食料等の安定供給の停滞	
(脆弱性評価) ○担い手の育成・確保や農業経営の活性化、農業基盤整備を着実に推進する必要がある。(農林水産部) ○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けた取り組みを推進する必要がある。(農林水産部)	(推進方針) ○担い手の育成・確保や農業経営の活性化、農業基盤整備を着実に推進する。また、被災時には、活用できる補助事業を利用し、早期の経営再開を図る。(農林水産部) ○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、生産基盤施設等の機能保全計画の策定や耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立、治山対策、農山漁村の防災対策等を県と

○水産物の生活流通拠点となりうる港湾について、台風避難後や災害発生後も迅速な生産流通活動が再開できるように、生産基盤等の災害対応力強化に向けた取り組みを推進する必要がある。（建設部、農林水産部）	ともに推進する。（農林水産部） ○水産物の生活流通拠点となりうる港湾について、台風避難後や災害発生後も迅速な生産流通活動が再開できるように、災害に強い港湾施設の整備を県と連携しながら推進する。（建設部、農林水産部）
--	---

5. 経済活動を機能不全に陥らせない	
5-5 異常渇水等による用水供給途絶による市民生活・商取引等への甚大な影響	
（脆弱性評価） ○現行の用水供給水準を超える渇水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観点から、水道施設の漏水防止の強化、地域間統合による水融通を図ることなどを推進する必要がある。また、工業用水道についても同様に水資源関連施設の有効活用ができないか検討する必要がある。（上下水道局）	（推進方針） ○現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対応するため、水道施設の漏水防止対策等の強化や地域間統合による水融通が図れるよう事業計画策定を進める。また、工業用水道についても同様に水資源関連施設の有効活用が図れるよう検討を進める。なお、災害時における用水供給の確保に対応するため、危機管理体制の充実を図る。（上下水道局）

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	
6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・L Pガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	
（脆弱性評価） ○広域にわたる被害がある場合は、市単独で対応できないことが予想されるため、民間事業者等との協力体制の構築が必要である。（総務部）	（推進方針） ○市単独で対応できないことが予想されるため、民間事業者等との協力体制の構築を図る。（総務部）

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	
6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	
（脆弱性評価） ○水道管の老朽化率は13.8%程度（H30末）であるが、今後も計画的な更新が必要である。（上下水道局）	（推進方針） ○老朽化した水道管について、計画的な更新を実施していく。（上下水道局）

○取水施設等には可搬式の非常用発電機は備えているが、長期間の停電にも対応できるように必要なエネルギーの確保について検討する必要がある。(上下水道局) ○広域にわたる被害がある場合は、市単独では対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等との協力体制の構築が必要である。(総務部)	○重要な水道施設については、自家発電機の整備を始めとする必要な電気エネルギーの確保について検討する。(上下水道局) ○広域にわたる被害がある場合は、市単独では対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等との協力体制の構築を行う。(総務部)
---	---

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(脆弱性評価)	(推進方針)
○被災時の機能回復を早期に図れるよう、下水道BCPを策定する必要がある。(上下水道局) ○下水道施設は、老朽化に対処するため、下水道ストックマネジメント計画を策定し、施設の更新を計画的に進める必要がある。(上下水道局) ○災害時における下水道施設の緊急対応を強化するため、関係団体等との災害応援協定を積極的に締結する必要がある。(上下水道局) ○避難所トイレの不足が危惧されるため、トイレ処理セット等の備蓄を強化する必要がある。(総務部)	○被災時の機能回復を早期に図れるよう、下水道BCPを策定する。(上下水道局) ○下水道施設は、老朽化に対処するため、下水道ストックマネジメント計画を策定し、計画に基づき施設の改築更新を進める。(上下水道局) ○災害時における下水道施設の緊急対応を強化するため、関係団体等との災害応援協定を締結する。(上下水道局) ○避難所トイレの不足が危惧されるため、トイレ処理セット等の備蓄を強化する。(総務部)

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。

6-4 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能不全

(脆弱性評価)	(推進方針)
○発災後、途絶した地域交通ネットワークの復旧に向け、国・県・事業者との連携強化や、道路啓開計画の検討など、体制の整備を図る必要がある。(地域政策部、建設部) ○災害時に緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの構築等や既存道路の老朽化対策を着実に進める必要がある。(建設部)	○途絶した地域交通ネットワークの復旧に向け、国・県・事業者との連携強化や、道路啓開計画の検討など、体制の整備を図る。(地域政策部、建設部) ○災害時に緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの構築等や既存道路の老朽化対策を着実に進める。また、広域ネットワークについては高速道路や一般道路の渋滞、拠点へのア

	クセス性、災害時のリダンダンシーなどの課題の解消を図るために、国、県、近隣自治体との連携及び体制強化を図る。（建設部）
--	---

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	
（脆弱性評価） ○大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせ県と連携しながら横断的に推進する必要がある。（総務部）	（推進方針） ○消防団員を確保するため、団員の負担軽減などの活動の見直しを行いながら更に魅力ある消防団づくりを進めていくとともに、消防団の組織強化を図るため、組織体制の検討や装備、資機材の整備を継続的に行う。（総務部） ○自主防災リーダーを中心に、非常時の人命救助や初期消火の研修会を行うなど、大規模災害発生時の初動体制強化を図る（総務部） ○災害現場での人名救助能力の向上のため、警察災害派遣隊の訓練連度の向上を図るための訓練を継続して行うとともに、体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、新規整備・更新を推進について県に働きかけを行う。（総務部）

7. 制御不能な二次災害を発生させない	
7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	
（脆弱性評価） ○住宅・建築物の耐震化の促進のため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策及び老朽化した危険な空家等の除却、適正管理を推進する必要がある。（建設部）	（推進方針） ○住宅・建築物の耐震化の促進のため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進し、また、老朽危険空家等の所有者等による除却や適切な管理を促すため、空家等の実態把握や支援策、相談体制の整備を行う。（建設部）

7. 制御不能な二次災害を発生させない	
7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
(脆弱性評価) ○ため池、農業用ダムの耐震化対策に時間を要するため、人的被害が発生するおそれがある。 (農林水産部)	(推進方針) ○国の補助事業を活用しながら、ため池、農業用ダムの耐震性点検とそれを踏まえた施設の耐震化等のハード対策を図るとともに、ため池ハザードマップの作成周知等のソフト対策により地域コミュニティの防災・減災力の向上に取り組む。(農林水産部、総務部)

7. 制御不能な二次災害を発生させない	
7-4 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大	
(脆弱性評価) ○有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への影響を防止するため、国、県など関係機関と連携して対応する必要がある。 (地域政策部) ○建物の倒壊等に伴うアスベストの飛散による健康被害を防ぐ必要がある (建設部)	(推進方針) ○有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への影響を防止するため、国、県など関係機関と連携して対応する。(地域政策部) ○アスベストの成分調査を行い、改修工事を行うことにより災害時の飛散を防止する (建設部)

7. 制御不能な二次災害を発生させない	
7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
(脆弱性評価) ○農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。(農林水産部)	(推進方針) ○地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。(農林水産部)

○森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれるおそれがあり、また、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による山地災害の発生リスクの高まりが懸念される。このため、適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を推進する必要がある。その際、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応をとる必要がある。（農林水産） ○森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。（農林水産部）	○山地災害のおそれがある箇所について、ハザードマップや避難体制の整備等のソフト対策が図られるよう県と連携するとともに、未整備森林に対する適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進し、山地災害に対する未整備山地災害危険地区の解消に努める。（農林水産部） ○森林が有する多面的機能を発揮するため、地域コミュニティや森林ボランティア等と連携した里山林や竹林の整備、森林学習の実施による森林づくりに対する意識の醸造活動等について、各種事業を活用しながら県と連携して森林の整備・保全活動を推進する。（農林水産部） ○森林整備については、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根ざした植生も活用しながら、間伐や広葉樹等植栽による荒廃森林の再生、下層植生維持による生態系生息環境への配慮等、自然と共生した多様な森林づくりに県と連携して取り組む。（農林水産部）
--	---

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
（脆弱性評価） ○災害廃棄物が迅速かつ円滑に処理できるよう、定期的に「災害廃棄物処理計画」の検証を図る必要がある。（地域政策部） ○災害廃棄物の発生量の推計に応じたストックヤード（一時保管場所）の確保を推進する必要がある。（地域政策部） ○災害廃棄物に付着する有害物質による二次被害を防止する必要がある。（地域政策部）	（推進方針） ○災害廃棄物が迅速かつ円滑に処理できるよう、定期的に「災害廃棄物処理計画」の検証を実施し、改善すべき事項の見直しを図る。（地域政策部） ○大規模災害時には、災害廃棄物が大量に発生するため、平時から災害廃棄物のストックヤード（一時保管場所）候補地に関する情報収集に努め、リスト化を図る。（地域政策部） ○災害廃棄物に付着する有害物質による二次被害防止のため、県など関係機関と連携し取扱事業者に対して災害時における有害物質の適正な処理に関する啓発を行う。（地域政策部）

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、よりよい復興に向けたビジョンの欠如等により復興が大幅に遅れる事態	
（脆弱性評価） ○道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組が行われていない。また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成を図るための取り組みが必要である。（建設部） ○広域にわたる被害がある場合は、人材が不足し、市単独では災害対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等との協力体制の構築が必要である。（総務課、民間） ○復旧・復興にあたっては、災害ボランティアによる支援活動が大きな力を発揮することから、地域内外からの災害ボランティアを円滑に受入れ、迅速な被災者支援につなげる体制づくりが必要である。（総務部、こども福祉部、民間）	（推進方針） ○道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組、また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手確保・育成の観点から、将来に向けての担い手確保を図るための取組を県と連携しながら推進する。（建設部） ○人材が不足し、市単独では災害対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等の受け入れのための受援計画を作成し協力体制の構築を行う。（総務課、民間） ○災害ボランティアの受入や活動の拠点として市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、諫早市総合防災訓練における災害ボランティアセンターの設置訓練などを通じて、市と社会福祉協議会との連携体制の構築を行う。（総務部、こども福祉部、民間）

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
8-3 集中豪雨等による浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
（脆弱性評価） ○浸水対策施設である排水機場や排水ポンプ場等の継続的な機能確保を図る必要がある。（建設部、農林水産部）	（推進方針） ○浸水対策施設である排水機場や排水ポンプ場等の継続的な機能確保を図る。（建設部、農林水産部）

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	
（脆弱性評価） ○文化財建造物の安全性を高めるため、耐震対策を推進する必要がある。（経済交流部） ○災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり、コミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実するとともに、国、県と連携しながら対応する必要がある。（総務部）	（推進方針） ○文化財建造物の安全性を高めるため、耐震対策を推進する。（経済交流部） ○災害が起きた時の対応力を向上するため必要なコミュニティ力の構築を促進する。国、県と協力して各種ハザードマップの作成・訓練・防災教育、自主防災組織結成の促進等を通じた地域づくり、コミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させる。（総務部）

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
8-5 仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
（脆弱性評価） ○被災者の避難所生活の早期解消のため、仮設住宅用地の確保や仮設住宅の建設など、復興に向けた速やかな対応を図る必要がある。（建設部）	（推進方針） ○被災者の避難所生活の早期解消のため、仮設住宅用地の確保や仮設住宅の建設など、復興に向けた速やかな対応を図る。（建設部）

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響	
（脆弱性評価） ○災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。（農林水産部、経済交流部） ○失業者に対する早期再就職支援のための適切な対応を検討する必要がある。（経済交流部）	（推進方針） ○災害発生時に国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路に関する事前シミュレーションを行う。（農林水産部、経済交流部） ○失業者に対する早期再就職支援のための適切な対応を県と連携しながら検討する。（経済交流部）

第2節 指標

推進方針で示した本市の主な取組の進捗状況を把握するための指標を次のとおり設定した。

N o	指標名	基礎値	目標	リスクシナリオ
1	【建設部】公園施設長寿命化計画	未策定	策定	1-1
2	【総務部】防災マップ作成率	85.0% (H30)	100% (R6)	1-4
3	【上下水道局】 下水道BCP（業務継続計画）の策定	未策定	策定	2-5
4	【健康保険部】 諫早市災害時保健活動マニュアルの 策定	未策定	策定	2-5
5	【総務部、こども福祉部】 避難所設営・運営マニュアルの策定	未策定	策定	2-6
6	【上下水道局】 下水道ストックマネジメント計画の 策定	未策定	策定	6-3
7	【総務部】受援計画の策定	未策定	策定	8-2

第5章 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

過去の災害経験や時代、情勢の変化、緊急性等の要素を勘案し、15の重点化すべき対応方針、推進方針により回避する「起きてはならない最悪の事態」を示す。

【重点化にあたっての視点】

- (a) 過去の災害経験（風水害等）
- (b) 斜面地等の地域特性
- (c) 時代、情勢の変化（気候変動、地域防災力低下、インフラ老朽化等）
- (d) 緊急性（人命保護に直結、リスクの切迫性等）

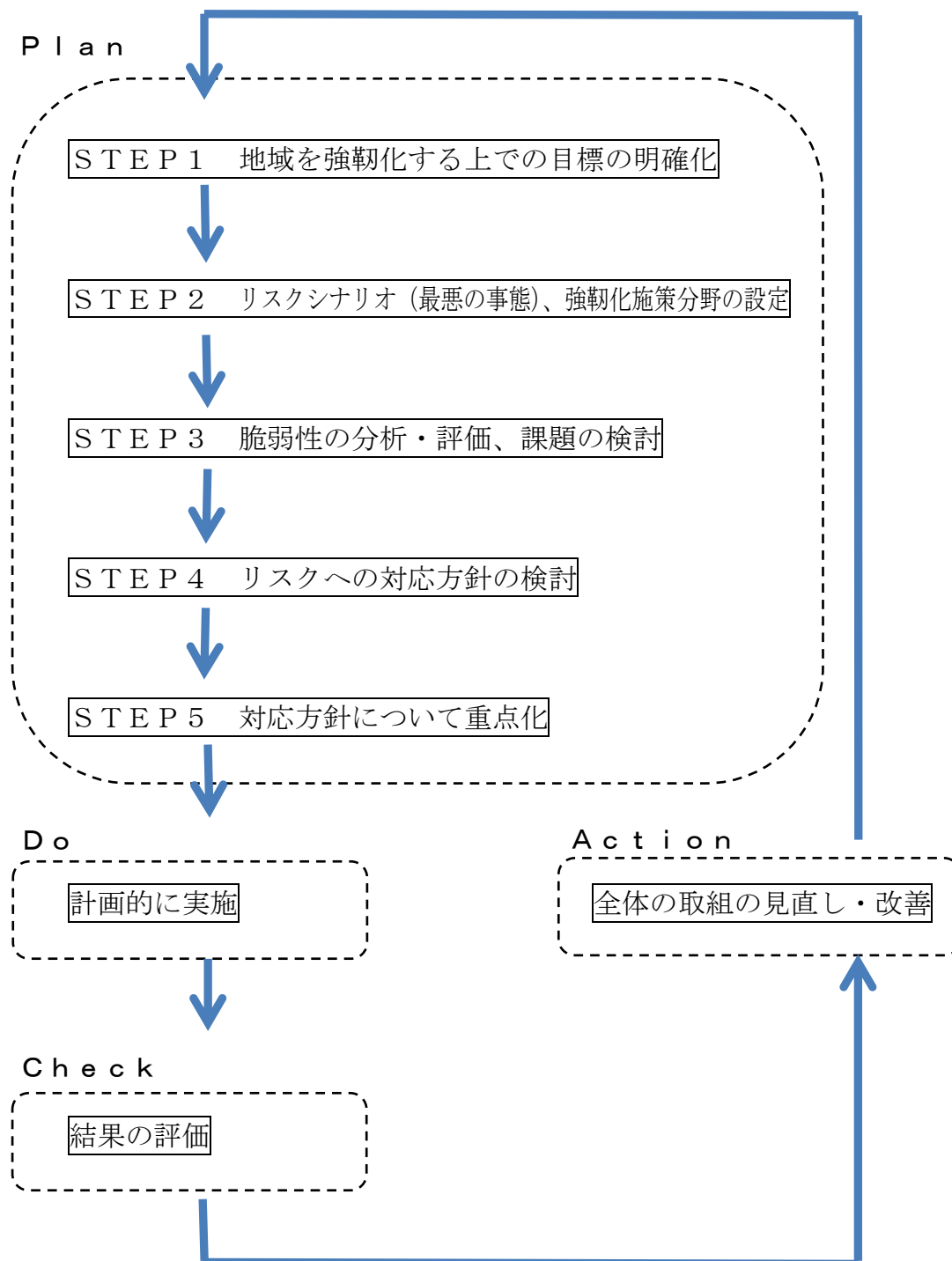
事前に備えるべき目標（カテゴリー）		該当 指標
起きてはならない最悪の事態		
1．直接死を最大限防ぐ		
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生【重点化】	c、d
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	
1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生	
1-4	河川の氾濫に伴う市街地等の浸水による多数の死傷者の発生【重点化】	a、d
1-5	土砂災害等による多数の死傷者の発生【重点化】	b、d
2．救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する		
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止【重点化】	d
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	
2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足【重点化】	d
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺【重点化】	d
2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生【重点化】	d
3．必要不可欠な行政機能は確保する		
3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	
3-2	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下【重点化】	c、d
4．必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する		
4-1	防災・災害対応に必要な情報インフラの麻痺・機能停止【重点化】	d
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
5．経済活動を機能不全に陥らせない		
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下	
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	
5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
5-4	食料等の安定供給の停滞【重点化】	d
5-5	異常渇水等による用水供給途絶による市民生活・商取引等への甚大な	c、d

	影響【重点化】	
6.	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止【重点化】	c、d
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止【重点化】	a、c、d
6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	
6-4	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止【重点化】	c、d
7.	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	
7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	
7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
7-4	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大	
7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
8.	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興が大幅に遅れる事態	
8-3	集中豪雨等による浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態【重点化】	a、d
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	
8-5	仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響	

第6章 計画の推進

本計画は、地域の強靱化の観点から、本市における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、PDCAサイクルにより指標や各施策の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていくこととする。

(PDCAサイクル)



別 紙

リスクシナリオごとの推進方針に係る個別事業等

リスクシナリオごとの推進方針に係る個別事業等

リスクシナリオ	施策	事業等	事業主体
1-1	市街地等の幹線道路の無電柱化	一般国道207号電線共同溝事業	県
1-1	建物等の耐震化	長崎県耐震・安心住まいづくり支援事業 社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金) 多数の者が利用する建築物の耐震診断助成	市(民間)
		長崎県耐震・安心住まいづくり支援事業 社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金) 緊急輸送道路を閉塞する恐れのある建築物の耐震診断助成	市(民間)
		長崎県耐震・安心住まいづくり支援事業 社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金) 緊急輸送道路を閉塞する恐れのある建築物の耐震改修計画作成助成	市(民間)
		長崎県耐震・安心住まいづくり支援事業 ブロック塀等の安全確保に関する事業	市(民間)
		社会資本整備総合交付金の住宅・建築物安全ストック形成事業(公共建築物)	市
		諫早市特定既存耐震不適格建築物等耐震診断事業 社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金) 多数の者が利用する建築物の耐震診断助成	市(民間)
1-1	建物等の耐震化	長崎県耐震・安心住まいづくり支援事業(戸建木造住宅耐震化事業)	市(民間)
		諫早市安全・安心住まいづくり支援事業	市(民間)
1-1,1-2,7-2	市街地再開発	市街地再開発事業(諫早駅東地区)	市
1-1,3-2	学校施設の整備	学校施設老朽改修事業	市
		学校施設防災機能強化事業	市
1-1,6-4	道路橋長寿命化による安全性の確保	諫早市道路橋定期点検	市
		諫早市橋梁長寿命化修繕計画策定	市
		福田川頭線ほか27線(15m以上)橋梁補修事業	市
		小船越東線ほか18線(15m未満)橋梁補修事業	市

		久山化屋線橋梁撤去事業	市
1-1,5-1	物流ネットワーク等の整備	競争力強化のための物流ネットワーク等の整備(第2期) (他)栗面小ヶ倉線ほか1線栗面工区	市
1-1,5-4	農業生産基盤整備	諫早市農道施設計画	市
		諫早市農道橋梁長寿命化修繕計画	市
		諫早市農道トンネル長寿命化修繕計画	市
1-1,6-4	通学路等の生活空間における交通安全の推進	一般国道207号(宇都)	県
		一般国道251号(有喜)	県
		一般国道207号(長田)	県
		一般国道207号(伊木力)	県
		一般国道207号主要地方道大村貝津線(自転車走行環境整備)	県
		蔭平白岩線(歩車道整備)	市
		真崎貝津線外1線(歩車道整備)	市
		山川1号線ほか4線(歩車道整備)	市
		大門戸石線(歩車道整備)	市
		上宇戸橋公園線(歩車道整備)	市
		鍛冶屋尾三部壱線(歩車道整備)	市
		永昌下大渡野線(歩車道整備)	市
		高城上町線(歩車道整備)	市
1-1,6-4,7-2	都市再生整備事業	都市再生整備計画事業(諫早中央地区)	市
1-1,7-2	住環境の整備	子育て応援住宅支援事業	市(民間)
		3世代同居・近居促進事業	市(民間)
		空家等適正管理推進事業	市(民間)
		老朽危険空家等除却助成事業	市(民間)
	公営住宅の耐震化	公営住宅等整備事業(公営住宅の建替え工事)	市
		公営住宅ストック総合改善事業(公営住宅の耐震補強工事等)	市

		公営住宅等整備事業(市営住宅の建替え工事)	市
		公営住宅ストック総合改善事業(市営住宅の改修工事等)	市
1-1, 8-5	都市公園施設長寿命化による安全性の確保	都市公園長寿命化対策事業	市
1-4	河川改修事業	本明川河川改修事業	国
		本明川ダム建設事業	国
		中山西川総合流域防災事業	県
		江ノ浦川総合流域防災事業	県
		江ノ浦川大規模特定河川事業	県
		有喜川大規模特定河川事業	県
		有喜川総合流域防災事業	県
		二反田川特定構造物改築事業	県
1-5	砂防関係施設整備	崎ノ谷川事業間連携砂防等事業(砂防)	県
		寺畑川事業間連携砂防等事業(砂防)	県
		山口谷川事業間連携砂防等事業(砂防)	県
		西泊川(イ)火山砂防事業	県
		小角川事業間連携砂防等事業(砂防)	県
		寺坂地区事業間連携砂防等事業(地すべり)	県
		穴越地区地すべり対策事業	県
		岩ノ口(2)地区急傾斜地崩壊対策事業	県
		長崎南圏域砂防設備等緊急改築事業	県
		長崎南圏域急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業	県
		長崎南圏域総合流域防災事業(砂防事業等)	県
		木秀地区急傾斜地崩壊対策事業	市
		泉(1)地区急傾斜地崩壊対策事業	市
		土師野尾(2)地区急傾斜地崩壊対策事業	市
		釜(2)地区急傾斜地崩壊対策事業	市

		仲間地区急傾斜地崩壊対策事業	市
		源八(1)地区急傾斜地崩壊対策事業	市
		草原地区急傾斜地崩壊対策事業	市
		梅林地区急傾斜地崩壊対策事業	市
		西平地区急傾斜地崩壊対策事業	市
		岩下地区急傾斜地崩壊対策事業	市
1-5	土砂災害防止	長崎南圏域総合流域防災事業(基礎調査)	県
2-6	避難所の設営・運営	避難所設営・運営マニュアルの策定	市
5-3	水産基盤整備	江ノ浦漁港水産物供給基盤機能保全事業(R1~R8)	市
5-4	老朽化対策による 港湾施設の整備	小長井港改修事業	県
6-3	汚水処理施設の整備	公共下水道ストックマネジメント実施事業	市
6-4	高規格・地域高規格道路の供用延長	島原道路(森山拡幅) L=約5.0km	国
		島原道路(長野~栗面工区) L=2.7km	県
6-4	国・県道の供用延長	一般国道34号(大村諫早拡幅) L=4.4km	国
		一般国道207号(佐瀬拡幅)	県
		一般国道207号(東長田拡幅)	県
		一般県道久山港線(久山工区)	県
		一般県道富川溪線(富川工区)	県
		一般県道諫早外環状線(長野工区)	県
		主要地方道諫早飯盛線(土師野尾~飯盛工区)	県
		主要地方道有喜本諫早停車場(松里工区)	県
		一般県道田結久山線(飯盛里工区)	県
6-4	道路斜面等の要対策箇所の対策	一般県道多良岳公園線道路災害防除事業(諫早市高来町)	県
		安全で快適な地域社会の創造(法面補修) 市道永昌東福田線、鳥越線、井樋ノ尾線	市

7-3	農業に係る防災減災	農村地域防災減災事業	市
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	市
7-4	アスベストの飛散防止	公営住宅等ストック総合改善事業に関わる地域住宅政策推進事業(公営住宅のアスベスト成分調査)	市
7-4		公営住宅等ストック総合改善事業に関わる地域住宅政策推進事業(市営住宅のアスベスト成分調査、改修工事等)	市
7-5	森林・山村の多面的機能発揮	諫早市森林・山村多面的機能発揮対策交付金	市

諫早市国土強靱化地域計画

令和7年3月

発行：諫早市

編集：諫早市総務部危機管理課

〒854-8601 諫早市東小路町7番1号

TEL：0957-22-1500 FAX：0957-27-0111